

第15回 紛争解決手続代理業務試験受験案内

厚生労働省
全国社会保険労務士会連合会

《試験の実施要領》

第15回紛争解決手続代理業務試験は、社会保険労務士法（昭和43年法律第89号。以下「法」という。）第13条の3第1項及び第13条の4の規定により次のとおり行われます。

I. 受験申込書の受付期間

令和元年9月24日(火)～令和元年10月10日(木)（以下、年号の記載のない日付は、「令和元年」です。）

郵送での申込み	「簡易書留郵便」で、全国社会保険労務士会連合会 試験センター（以下「試験センター」という。）へ郵送してください。10月10日(木)までの消印があるものに限り受け付けます。
試験センター窓口での申込み	試験センター窓口へ直接持参してください。窓口での受付期限は、10月10日(木)17:30までです。受付時間は、9:30～17:30（土・日・祝日を除く。） ※ 現金の取扱いはいたしません。受験手数料は、あらかじめ所定の方法で納付手続きをしてください。（3頁参照）

※1 提出書類に不備・不足がある場合は受け付けられません。

※2 10月11日以降に郵送(提出)された場合は、受け付けできません。申込みは早めに行うようにしてください。

II. 受験票の交付

- 11月上旬に試験センターから、受験資格を有すると認められた受験申込者及び受験資格を取得する見込みである受験申込者に直接郵送します。
- 11月5日(火)までに受験票が届かない場合又は受験票の記載事項に誤りがある場合は、11月8日(金)までに試験センターへご連絡ください。（期限までにご連絡のない場合は、受験票が到着したものとみなします。）
- 受験票へ記載する漢字については、原則としてJIS第2水準までの活字を使用します。
- 受験票は大切に保管してください。

III. 試験日等

着席時刻から試験の説明を開始します。この時刻までに試験室に入室し、着席してください。

試験日	着席時刻	試験時間	出題形式
令和元年11月23日(土)	14:00	14:30～16:30 (120分)	記述式

IV. 合格者の発表

- 合格発表日 令和2年3月13日(金)
- 合格者には合格証書を郵送するほか、その受験番号を官報に公告します。また、厚生労働省、試験センター

及び都道府県社会保険労務士会に合格者の受験番号の掲示等を行うとともに、全国社会保険労務士会連合会（以下「連合会」という。）のホームページ（<https://www.shakaihokenroumushi.jp/>）での掲載を予定しています。（公開予定時刻 9：30）

3. 途中棄権者、不正者を除く受験者には成績（結果）通知書を合格発表日に郵送します。届かない場合は、令和2年3月27日（金）までに試験センターへご連絡ください。（期限までにご連絡のない場合は、通知が到着したものとみなします。）
4. 合否、成績及び合格基準に関する照会には、その理由の如何を問わず応じられません。

V. 試験科目

個別労働関係紛争に関する具体的事例について、専門的解決能力及び実践的知識を問うものとします。設問の一部については、社会保険労務士の権限と倫理に関する問題を含めます。

VI. 携行品

1. 受験票
 2. 筆記用具（黒インクのペン、万年筆又はボールペン。ただし、インクがプラスチック消しゴムで消せるものを除きます。）
 3. 腕時計（通信機能・計算機能がなく、音を発しないもの。）
- ※ 六法全書その他の図書の使用は認めません。

VII. 受験資格

法第13条の3第1項に規定する研修の修了者。

VIII. 試験地・試験会場

1. 試験会場は、試験地内（原則として受験申込者が所属している都道府県社会保険労務士会の所属地域の試験地になります。）で試験センターが指定する試験会場になりますのであらかじめご了承ください。また、試験会場は、都合により変更する場合があります。
2. 実際に試験を受ける会場は、11月上旬に郵送する受験票に記載してお知らせいたします。試験会場に関する事前の照会には応じられません。

<試験地>

北海道、宮城県、東京都、愛知県、大阪府、広島県、福岡県

IX. 合格の取り消し等

不正の手段によって試験を受け、または受けようとした者に対しては、合格の決定を取り消し、またはその受験を禁止する場合があります。

《受験の申込み》

I. 受験案内等を入手した際の確認事項

下記の書類5点が揃っているか確認してください。

1. 受験案内
2. 紛争解決手続代理業務試験受験申込書
3. 紛争解決手続代理業務試験受験申込書（別紙）
4. 郵便振替用紙（受験手数料納付用）
5. 受験申込用封筒（クリーム色）

II. 受験手数料及び納付方法

1. 受験手数料 15,000円

2. 納付方法

- (1) 別添の郵便振替用紙を使用して必ず郵便局から納付してください。
- (2) 払込手数料は、払込人のご負担になります。
- (3) 試験センター窓口では、現金の取扱いはいたしません。

3. 注 意 点

- (1) 受験手数料の領収書は、納付手続きをした郵便局が発行する払込票兼受領証をもって代えさせていただきます。この払込票兼受領証は納付手続きを行ったことを証明する重要な書類ですので、大切に保管してください。
- (2) 納付された受験手数料は、理由の如何を問わず返金いたしません。

III. 申込方法

次項「IV. 提出書類と留意点」に記載のとおり、提出書類を全て揃え、郵送又は試験センター窓口にて申込みをしてください。

なお、提出書類に不備・不足がある場合、受け付けられません。

1. 郵送での申込み

- (1) 専用の封筒（クリーム色）に入れ、必ず「簡易書留郵便」で、試験センターへ郵送してください。

【10月10日(木)消印有効】

- (2) 必ず郵便局の窓口で手続きをしてください。ポストには投函しないでください。
- (3) 手続きの際は、郵便局に備え付けの「書留・配達記録郵便物等差出票」に必要事項と届け出先氏名記入欄（試験センターと記入）を記入してください。
- (4) 「書留・配達記録郵便物等差出票」の本人控えは大切に保管してください。

2. 試験センター窓口での申込み

- (1) 専用の封筒（クリーム色）に入れ、試験センターへ持参してください。
- (2) 受付時間は、9：30～17：30（土・日・祝日は除く。）
- (3) 現金の取扱いはいたしませんので、受験手数料は、郵便局で納付手続きをしてください。
- (4) 受験申込みの締切日近くは、大変混み合いますので、早めに手続きをしてください。

IV. 提出書類と留意点

下記の留意点をご精読のうえ、早めに申込みをしてください。

1. 受験申込書

記入要領を参考に記入してください。(5頁参照)

2. 写真

(1) 裏面に氏名・登録番号を記入し、受験申込書の所定の欄に貼付してください。

(2) 写真の規格

- ① 縦4.5cm、横3.5cmでふちの無いもの(パスポート申請用サイズ)
- ② 受験の申込み前3か月以内に撮影したもの
- ③ 背景は無地、人物は無帽、正面向、肩から上が写ったもの
- ④ 試験中に眼鏡を着用する方は、眼鏡を着用して撮影したもの

※1 上記の規格にひとつでも合わないもの、不鮮明であったり、顔の部分が小さい場合等は、再提出していただきます。

また、カラーコピー、スナップ写真を切り抜いたもの、デジタル画像で画像の粗いもの、コピー用紙に印刷したものは使用できません。

※2 試験日当日、写真と本人が著しく異なる場合は、本人確認をする場合がありますのであらかじめご了承ください。

3. 郵便振替払込受付証明書(お客さま用)

- (1) 必ず「郵便振替払込受付証明書(お客さま用)」を受験申込書(別紙)に貼付してください。
- (2) 郵便局の受付局日付印の押印の有無を必ず確認してください。押印のないもの、受付局日付印の日付が、10月11日(金)以降のものは受け付けられません。

4. 受験資格を証明する書類

受験申込者の特別研修の修了状況により、次のいずれかとします。

(1) 特別研修の修了者

社会保険労務士法施行規則(昭和43年厚生省・労働省令第1号。以下「則」という。)第9条の4第2項に規定する研修修了証

- ① 「特別研修修了証」の原本を同封してください。ただし、やむを得ず「特別研修修了証」の写し(コピー)を提出される場合は、余白に必ず自筆で「特別研修修了証の原本の写しに相違ありません。」と明記し、署名してください。記入がない場合は、書類不備となり、再提出をお願いすることになります。
- ② 手元に「特別研修修了証」がない方は、連合会ホームページ「会員専用ページ」から再発行申請書をダウンロードのうえ、再発行の手続きを行っていただき、新たに再発行された「特別研修修了証」の原本を提出してください。
- ③ 「特別研修修了証」の氏名と現在の氏名が異なる場合は、改姓したこと等を証明する個人事項証明書(戸籍抄本)の原本を添付してください。
- ④ 外国籍の方で、受験資格を証明する書類に通称名が記載されている場合は、通称名の記載があり、マイナンバーの記載のない住民票の写しを添付してください。

受験申込書の氏名欄は、本名と通称名「本名(通称名)」を記入してください。

※ 個人事項証明書(戸籍抄本)及び住民票の写し等の氏名に関する証明書は申込み前3か月以内に発

行された原本に限ります。

(2) 第15回特別研修の受講者

則第9条の5第2項ただし書に規定する研修を修了する見込みであることを証する書面

※ 第15回特別研修受講票に添付されている「特別研修修了見込証」(原本)を切り離し、受験申込書(別紙)に必ず貼付してください。この「特別研修修了見込証」が、則第9条の5第2項ただし書に規定する研修を修了する見込みであることを証する書面となります。

《 特 別 の 措 置 》

身体の機能に著しい障害のある方は、障害の状況により必要な措置を受けられることがあります。

受験に際し、特別の措置を希望する方は、下記の特別措置コード表の区分に応じて医師の診断書、障害者手帳の写し又は母子健康手帳の写し等の提出が必要となりますので、必ず受験の申込みに先立って試験センターまでご連絡ください。

なお、補聴器、ルーベ等を使用する方も特別措置の申請が必要となります。

<特別措置コード表>

コード	区 分
0 1	視覚に障害があるため、受験に際し特別の措置を希望する
0 2	聴覚に障害があるため、受験に際し特別の措置を希望する
0 3	上肢に障害があるため、受験に際し特別の措置を希望する
0 4	下肢に障害があるため、受験に際し特別の措置を希望する
0 9	上記0 1～0 4以外で、受験に際し特別の措置を希望する

※ 受験に際し、特別の措置を希望する方は上記の「0 1～0 9」のうち該当するコードを必ず記入してください。また、希望する措置の内容を備考欄に記入してください。

《受験申込書の記入要領》

1. 氏名欄は、戸籍どおりの漢字・仮名で記入してください。(外国籍の方は住民票に記載のとおり記入してください。)また、記名押印又は自筆による署名のいずれかとしてください。(署名の場合は押印の必要はありません。)
いずれかの性別に○をつけてください。
2. 社会保険労務士登録証票に記載されている8桁の登録番号と所属会(都道府県)を記入してください。
3. 生年月日と申込時の年齢を記入してください。
4. 自宅住所(登録の住所)を記入してください。
- 5～6. 電話番号、FAX番号を記入してください。
7. 特別研修受講番号(12桁)を記入してください。
8. 写真は、4頁のⅣ.提出書類と留意点の2の写真をご用意いただき貼付してください。
9. 受験に際し、特別の措置を希望される場合に記入してください。特別の措置を必要としない場合は記入しないでください。

《 注 意 事 項 》

I. 試験当日についての注意事項

1. 試験についての注意事項を説明しますので、必ず着席時刻までに入室し、着席してください。なお、遅刻者は試験を受けることができません。
2. 不正行為等の防止の観点から携帯電話等の電子機器類は、電源を切りカバン等にしまってください。通信機能・計算機能のついた腕時計・ウェアラブル端末等についても同様の取扱いといたします。また、一時的に預かることもいたしません。
3. 原則として試験室に時計はありませんので、必ず腕時計（通信機能・計算機能がなく、音を発しないもの。）を持参してください。
4. 試験室は温度調整ができない場合がありますので、体温調整が可能な服装としてください。
5. 写真付きの身分を証明する書類（運転免許証等）を持参してください。（受験申込時に提出された写真と本人が著しく異なる場合は、試験時間中であっても本人確認を行う場合がありますので、ご了承ください。）
6. 試験時間中に監督者への意思表示が必要な場合は、黙って手を挙げてください。
7. 試験時間中に周囲の生活騒音や、監督者の監督業務上必要な会話及び事務作業等で生じる音があった場合でも救済措置は行いません。
8. 監督業務上必要と判断された場合は、試験時間中であってもお声掛けをすることがあります。この場合は、試験の中断とならず、救済措置も行いません。
9. 試験終了の指示と同時に筆記用具を置いて解答を止めてください。
10. 試験終了後、解答用紙が回収されても、監督者の指示があるまで席を立たないでください。
11. 試験中に不正行為が確認された場合は、受験を中止させ、退室を命じることがあります。また、試験会場・試験室内の秩序を乱す行為、他の受験者に迷惑を及ぼす行為が確認された場合も同様の取扱いとします。
12. 所持品の管理は自己責任です。落し物・忘れ物・盗難等にご注意ください。試験センターは一切の責任を負いません。
13. 試験中に火災・地震等の緊急を要する事態が発生した場合、試験室の担当者の指示に従い行動してください。
14. この受験案内は、合格発表の日まで保存してください。

II. 届出事項の変更について

申込書提出後、住所を変更される場合は、連合会ホームページより住所変更届をダウンロードのうえ、FAXまたはご郵送にてご提出ください。

III. 個人情報の取扱いについて

連合会は法第25条の34第2項に規定する連合会の目的及び連合会会則に規定する連合会の事業等を達成するための必要な範囲内で、個人情報を取り扱います。

●受験申込書提出先及び受験に関する問い合わせ

◎全国社会保険労務士会連合会 試験センター

○所在地 〒103-8347 東京都中央区日本橋本石町3-2-12 社会保険労務士会館5階

○電 話 03-6225-4882 受付時間 9：30～17：30（土・日・祝日、年末年始は除く。）

連合会ホームページ (<https://www.shakaihokenroumushi.jp/>) から「会員専用ページ」をご確認ください。